

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第五十一号

昭和二十四年三月鳥取縣規則第二十四号藥事法施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

藥事法施行細則中改正規則

第二條を次のように改める。

第二條 規則第九條、第十二條、第十八條、第二十一條の規定により藥局又は醫藥品販売業の登録申請書若しくは登録更新申請書は別に定める手数料を添えて登録更新にあつては、十一月三十日まで知事に提出しなければならない。

第六條中「別記第六号様式により」の次に「別に定める

昭和二十五年八月四日 金曜日
第二千三百三十一号

本書ノ大キサハ國ノ幣A五判

手数料を添えて」を加え次の二項を加える。

前項の身分を示す証票は毎年十二月三十一日までに別記第六号様式の二により別に定める手数料を添えてその更新を受けなければその効力を失う。

交付を受けた身分証明書を亡失し又はき損し若しくは記載事項に変更を生じたときは、別記第六号様式の三により別に定める手数料を添えき損又は記載事項変更にあつては身分証明書を添えて知事へ再交付又は書換えの申請をしなければならない。

第七條第二項中「その登録票を添えて」の次に「それぞれ別に定める手数料と共に」を加える。

第十二條第二項中「別記第十九号様式の二によりそれぞれ」の次に「別に定める手数料を添えて」を加える。

附則

この規則は公布の日から施行する。

別記第六号様式の次に次の様式を加える。

別記第六号様式の二

配置員身分証明書更新願

薬事法施行規則第五十三條の規定による身分証明書の更新を左の通り申請する。

年 月 日

住所 登録者氏名

鳥取縣知事 殿

営業の区域	配置員氏名並びに生年月日	本籍	住所

登録更新の事実

縣登録第 号

縣登録第 号

記載上の注意

一、登録が他の都道府縣に亘るときは登録票を提示して受理を受けること。

別記第六号様式の三

配置員身分証明書再交付(書換)申請書

薬事法施行規則第六條第三項の規定により左の通り身分証明書の再交付(書換)を申請する。

年 月 日

鳥取縣知事 氏名

殿

営業の区域	氏名	本籍	住所
旧新	旧新	旧新	旧新

◇鳥取縣規則第五十二号

昭和二十三年七月鳥取縣規則第四十号兒童福祉法施行規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

兒童福祉法施行細則中改正規則

第六條を次のように改める。

市町村長は妊産婦名簿を別表第五号により作成し、兒童福祉法(以下法という)第二十條の規定による妊娠

兒童福祉法母子手帳交付台帳

の届出があつた場合は、その都度これに登録して母子手帳を交付しなければならない。

附則第二項中「第六條」を削除する。

別表第四号及び第六号を削除し、第九号を次のように改める。

番号	母子手帳届出妊娠した年令	職業	国籍(外国人のみ)	居住地	妊娠医師又は助産師の氏名	健康診断の有無	結核に関する健康診断の有無
交付年月日	年月日	者の氏名	年令	職業	人のみ	居住	地

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年五月三十日から適用する。

告 示

◇鳥取縣告示第三百七十五号

肥料取締法の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

昭和二十五年八月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00936

登録番号	肥料の名称	含有する肥料の主成分量(%)			住 所	氏 名
		窒素全量	磷酸全量	加里全量		
鳥取縣 9	茶種油粕	四、七	二、二	一、一	日野郡日野上村丸山一八三	伊田 六男
同 10	同	五、〇	二、〇	一、〇	氣高郡勝谷村字寺内一三七ノ二	勝谷村農業協同組合
同 11	同	五、三	二、三	一、三	同 吉岡村字吉岡六三〇	吉岡村農業協同組合
同 12	同	五、〇	二、〇	一、〇	日野郡山上村字茶屋二、二九五	白根 武治
同 13	同	同	同	同	根雨町字根雨四〇六	長尾 実男
同 14	同	五、一	二、二	同	同 法谷四〇三	谷内榨油所
同 15	同	五、〇	二、〇	同	氣高郡美穂村字朝月二七	美穂村農業協同組合
同 16	同	五、三	二、三	一、三	同 千代水村字秋里一五三ノ一	千代水村農業協同組合
同 17	同	四、五	二、〇	一、〇	日野郡黒坂町字下菅三一二ノ一	山形 正治
同 18	同	五、三	二、三	一、三	同 多里村字萩原七〇五ノ二	多里開拓農業協同組合
同 19	茶種油粕粉末四、五	二、〇	一、〇	一、〇	米子市灘町二丁目七五	松本 廣雄
同 20	茶種油粕	五、三	二、三	一、三	日野郡江尾町江尾一、八七二	大岩 公昭
同 21	同	同	同	同	同 日光村字大滝一六七	日光村農業協同組合
同 22	同	同	同	同	東伯郡八橋町徳万五〇六	田中 隆壽
同 23	同	同	同	同	同 浦安町浦安一五四	小豆沢 敏
同 24	同	同	同	同	同 社村字不入岡一八	田中 久雄

00937

同 25	同	同	同	同	同 上中山村字樋口二二三	吉田 友義
同 26	同	同	同	同	氣高郡大正村字古海	大正村農業協同組合
同 27	同	同	同	同	東伯郡榮村字西高尾四ノ七	田中雄二郎
同 28	同	同	同	同	米子市糺町一丁目六八	米子食品工業株式会社
同 29	同	同	同	同	東伯郡高城村字下米積四四一	安田松太郎
同 30	同	同	同	同	同 由良町由良宿一、八五〇	吉野 久吉
同 31	同	同	同	同	同 下北條村字下神一八六	岩垣壽太郎
同 32	同	同	同	同	同 由良町大谷二、〇九九	金山 正明
同 33	同	同	同	同	同 赤碕町柏谷尻一八五〇ノ一	松信 憲一
同 34	同	同	同	同	同 松崎町二、八一	尾坂 秀吉
同 35	同	同	同	同	岩美郡本庄村字新井二八五	榎本 康介
同 36	同	同	同	同	東伯郡大誠村字島九二二、九二三	飯田 卷藏
同 37	同	同	同	同	同 倉吉町米田八一	福樂 辰藏
同 38	同	同	同	同	同 浦安町字浦安三九一ノ一	種子 実
同 39	同	同	同	同	同 長瀬村字長瀬一、一五九	長瀬村農業協同組合
同 40	同	同	同	同	同 南谷村字大鳥居六六	青木 満雄
同 41	同	同	同	同	同 八橋町徳万六二六ノ七	杉本 永造
同 42	同	同	同	同	同 成美村字出上一八七ノ一	成美村農業協同組合

◇鳥取縣告示第三百七十七号

次の者に対し児童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定による保育資格証明書を交付した。

昭和二十五年八月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住 所 氏 名

東伯郡倉吉町河原町一七七一ノ四 谷 本 都
同 東岩倉町 田 中 幸 子

◇鳥取縣告示第三百七十八号

児童福祉法第三十五号第二項の規定による児童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十五年八月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別	経営主体	施設の名称	施設の長氏名	施設の所在地	定員	認可年月日
保育所	米子市西保育園	野坂寛治	米子市朝日町	一〇〇	昭和二十五年四月一日	

◇鳥取縣告示第三百七十九号

昭和十五年六月鳥取縣告示第四四四号氣高郡湖山池禁獵区の存続期間を次のように更新する。

昭和二十五年八月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、存続期間

自昭和二十五年七月一日
至同 三十五年六月三十日

昭和二十五年八月四日印刷
昭和二十五年八月四日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

発行所 鳥取縣鳥取市東町取印所
刷行 鳥取縣鳥取市東町取印所
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取印所